

廢 第 30 号  
令和5年5月 1日

一般社団法人山形県産業資源循環協会  
事務局長 様

山形市長 佐 藤 孝 弘



産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する  
講習会に係る許可事務等の取り扱いについて（通知）

日頃から本市の廃棄物行政に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、表題の講習会が中止又は延期されたことを受け、許可申請時に講習会の修了証の写しを添付できない場合の代替措置として、誓約書の添付を認めておりましたが、当該代替措置については、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行することに伴い、令和5年5月7日をもって廃止することとしましたので、お知らせ申し上げます。

つきましては、令和5年5月8日以降に提出される申請書には、講習会の修了証の写しを添付するよう求めることとなりますので、貴会員への周知について、よろしくお願い申し上げます。

また、今後は新型コロナウイルス感染症が拡大する以前と同様に、厳正な対応を致します。既に誓約書の添付により許可を取得し、講習会の修了証の写しが未提出の事業者につきましては、速やかに対応くださいますよう、あわせて周知くださいますようお願い申し上げます。なお、誓約書に係る基本的な考え方は下記のとおりです。

記

- 1 誓約書による代替措置は、講習会の中止、延期など、申請者の責めに帰すべきでない理由を踏まえた救済措置です。今後は許可申請までに受講・修了する必要があります。また、誓約書は講習会の受講・修了を免除するものではありません。
- 2 許可事務においては、申請者の能力を審査するための客観的かつ公平な指標として、表題の講習会を活用しております。講習会の修了証の写しを添付（又は事後提出）している事業者が大半である以上、一部の処理業者が受講していない状況を放置することは、平等原則に反するので許容できません。